

労務 ROAD

■「育児時短就業給付金」について

仕事と育児の両立支援の観点から、育児中の柔軟な働き方として時短勤務制度を選択しやすくすることを目的に、令和7年4月から「育児時短就業給付金」が創設されます。

1. 支給を受けることができる方（支給資格・支給要件）

▶ 育児時短就業給付金は、次の①・②の要件を両方満たす方が対象です。

- ① 2歳未満の子を養育するために、育児時短就業する雇用保険の被保険者であること
- ② 育児休業給付の対象となる育児休業から引き続いて、育児時短就業を開始したこと、または、育児時短就業開始日前2年間に、被保険者期間が12か月あること

▶ 加えて、次の③～⑥の要件をすべて満たす月について支給されます。

- ③ 初日から末日まで続けて、雇用保険の被保険者である月
- ④ 1週間あたりの所定労働時間を短縮して就業した期間がある月
- ⑤ 初日から末日まで続けて、育児休業給付又は介護休業給付を受給していない月
- ⑥ 高齢雇用継続給付の支給対象となっていない月

2. 支給額・支給率

- ・原則として育児時短就業中に支払われた賃金額の10%相当額が支給されます。
- ・ただし、育児時短就業開始時の賃金水準を超えないように調整されます。
- ・各月に支払われた賃金額と支給額の合計が支給限度額を超える場合は、超えた部分が減額されます。
- ・なお、次の①～③の場合、給付金は支給されません。

- ① 支給対象月に支払われた賃金額が育児時短就業前の賃金水準と比べて低下していないとき
- ② 支給対象月に支払われた賃金額が支給限度額以上であるとき
- ③ 支給額が最低限度額以下であるとき

3. 支給を受けることができる期間（支給対象期間）

- ・給付金は、原則として育児時短就業を開始した日の属する月から育児時短就業を終了した日の属する月までの各暦月（以下「支給対象月」という。）について支給されます。
- ・ただし、以下の①～④の日の属する月までが支給対象期間となります。

- ① 育児時短就業に係る子が2歳に達する日の前日
- ② 産前産後休業、育児休業または介護休業を開始した日の前日
- ③ 育児時短就業に係る子とは別の子を養育するために、育児時短就業を開始した日の前日
- ④ 子の死亡その他の事由により、子を養育しないこととなった日

4. 経過措置（令和7年4月以前から時短就業をされている方）

令和7年4月1日より前から2歳未満の子を養育するために育児時短就業に相当する時短就業を行っている場合は、令和7年4月1日から育児時短就業を開始したものとみなして、上記1②の要件や2①の育児時短就業前の賃金水準を確認し、要件を満たす場合は、令和7年4月1日以降の各月を支給対象月として支給されます。

【厚生労働省より】

詳細は弊所担当までお問い合わせください。

VOL.946
(2503-2)



〒541-0054
大阪市中央区南本町
2-6-12
サンマリオンタワー16F
TEL:06-6224-0264
FAX:06-6224-0265
HP: <https://k-s-j.net/>
編集:井村・浜井・茅原・石田

社長が入れる
労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、
06-6224-0480 まで！

「今年こそは！」と期待を込めて、西武ライオンズを応援しています。昨年は最下位でしたが、巻き返しに期待！毎年シーズン前は夢ふくらみますが、序盤で打ち砕かれることが続いています。それでも、おかわり君の通算500本塁打が目前に迫り、楽しみなシーズンになりそうです。最近のペースでは達成が厳しいかもしれませんが、全力で応援します！関西では西武ファンが少ないですが、ファンの方、めげずに共に応援しましょう！
(山本)



3月労務スケジュール

- ・3月末退職者の手続き
- ・4月入社準備
- ・3月・4月の従業員家族の異動確認（就職など）